

〔様式5〕 処分基準（行政手続条例適用）

不利益処分に係る審査基準一覧

整理番号	部局名	所管課室等	根拠法令	根拠法令（カタカナ）	根拠条項	不利益処分の名称	処分基準		根拠条項
							概要又は名称	様式6 【管理番号】	
5条_経1	経済商工観光部	観光政策課	県立都市公園条例	ケンリツシヨウエンジヨウレイ	5	公園利用の禁止又は制限（松島公園）	松島公園（駐車場）管理要領	51001	
5条_経2	経済商工観光部	国際政策課	産業交流センター条例	サンギョウコウリウセンタージヨウレイ	7	入場の拒否等	センターの施設、附属設備等を損傷し、その他センターの管理に支障を及ぼすと認められる者に対し、その入場を拒否し、又はその退場を命ずることができる。	-	
5条_経3	経済商工観光部	国際政策課	産業交流センター条例 暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例	サンギョウコウリウセンタージヨウレイ ホウリョクダツノリキトナラオキノセツノヨウケイケンカスルジヨウレイ	10 3-2	使用許可の取消し	1.産業交流センター条例又は同条例に基づく規則の規定に違反したとき 2.詐欺その他不正の行為により使用許可を受けたことが判明したとき 3.使用許可に当たって付された条件に違反したとき 4.暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例第3条第2項に該当するとき 5.前各号に掲げる場合のほか、センターの管理上特に必要があると認められるとき	-	